

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福島県会津坂下町	高寺地区(杉山)	令和4年3月4日	

1 対象集落の現状

①集落内の耕地面積	62.77 ha
②アンケート調査等に回答した集落内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	62.77 ha
③集落内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	8.73 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.52 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④集落内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.00 ha
(備考)	
④は水稻耕作面積	

2 対象集落の課題

<p>【現状】 本集落における農業の現状は、中山間地域であることから水稻以外にも果樹の作付けをしている経営体も多い。農地台帳によれば全体の耕地面積に対して樹園地面積22%、畑面積29%であり、一部野菜等の作付けもあるが、いかに果樹の作付けが盛んな地域が分かる。 また、集落内には2経営体の認定農業者がおり、集落の中心的な農業者として位置付けられるが、集落内27戸中24戸が農業経営を行っていることから、農業経営をしている者が多く、水稻と果樹の複合経営が主である。 しかし、現時点で70歳以上の経営体が約40%と高齢化が進んでおり、後継者の目途が立っていない経営体も少なくないことから、5年後10年後を見据えて持続的に農業経営かつ農地集約が可能な体制をつくることが課題である。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 75歳以上で後継者未定の農業者がおり、農地を今後どうしていくか早急に考える必要がある。 ○ 集落内の大多数が、今後、農地を貸し出す立場になった場合、気心の知れた集落内の農業経営体をお願いしたいと希望しているため、集落内に農業経営の規模拡大可能な担い手が必要。 ○ 全体的に当面の間はこれまで通りの農業経営を継続していく意向であるが、60代以上の農業経営体が多く占めることから、万が一、経営継続が困難になった時の対応策。 ○ 水稻栽培における地域内農地での水利環境の改善と用排水路整備が必要 ○ 水田については水稻作付及び土地利用型作物の作付により耕作継続されるが、畑地の今後の取扱い(利活用)

3 対象集落内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【集落農業における全体的な方針】

集落が一体となって農業経営をしていく体制をつくり、持続的経営かつ地域農業のさらなる発展を目指す。

【課題解決に向けた取組】

○ 現時点で5年後、10年後を見据えた場合に、農業経営の継続が難しい経営体の農地については、今回のプランの「1対象集落の現状」④の面積で示すことにより、計画的かつ確実な集積を図る。

○ 話し合いの結果に基づき、「4 本集落における中心経営体」に記載の6経営体を中心経営体に位置付け、農地中間管理機構等を活用し集積を促進していく。

○ 今後、個人経営を希望する経営体の中で新たに農地を貸し出したいと希望する経営体を把握するため、集落内における情報共有をこれまで以上に密にし、定期的に話し合いを行う体制をつくる。

○ 水路等の維持管理について、中山間支払制度及び多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むことで維持費を確保する。また、管理体制については、現役の農家だけでなく、非農家、そしてリタイアした農家も経験・知識を活かしたサポートをし、集落一体となって管理していく。

【中心経営体(集落農業の担い手)の役割】

- ① 集落農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新
- ② 農業生産法人にあつては、集落内就農希望者の雇用機会創設及び育成

【農地出し手(委託農家)の役割】

- ① 経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助等の労力提供
- ② 集落内に新規で就農を希望する者がいれば、営農指導や農業の魅力を伝えるなどにより、次世代後継者の育成をする。

4 本集落における中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法		水稲	0 ha	水稲	10 ha	杉山
認農		水稲、果樹、そば	2.68 ha	水稲、果樹、そば	5.68 ha	杉山
認農		水稲、果樹	2.54 ha	水稲、果樹	5.54 ha	杉山
認農		水稲	0 ha	水稲	2 ha	杉山
認農法		水稲	1.94 ha	水稲	2.94 ha	杉山
		水稲	0 ha	水稲	1 ha	杉山
計	6経営体		7.16 ha		27.2 ha	